

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 渋川市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空家のリフォーム資金 (空家住宅リフォーム補助)	助成	空家活用支援事業	①個人が所有する1年以上空家を住宅としてリフォームするもの (外構工事、新築・10㎡を超える増改築工事等を除く) ②市内の事業者へ発注するリフォーム ③対象リフォーム費用が20万円(消費税含む)以上のもの	①空家の所有者 ②空家を取得し居住する目的でリフォームを行う人 ③市税などの滞納をしていないこと ④空家解体事業補助金の制度を利用していない人 ⑤工事着工前に申請ができる人 ⑥補助対象者および対象住宅につき1回限り 【加算条件】 ①市外転入者 ②若者夫婦世帯(夫婦いずれかが40歳未満の世帯) ③子育て世帯(15歳以下の子どもを扶養している世帯)	対象工事の10% (上限30万円) 加算額20万円 (複数該当しても 加算額は20万 円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p003838.html	
空家の解体補助	助成	空家解体事業	①個人が所有する1年以上空家の解体工事 (所有権以外の権利があるもの、公共事業の解体、同一敷地内に空家以外の居住または管理された建物がある場合を除く) ②市内の事業者へ発注する解体工事 ③空家の全部を解体する工事	①空家の所有者または相続人 ②前記の同意を得た人 ③市税などの滞納をしていないこと ④空家活用支援事業補助金の制度を利用していない人 ⑤工事着工前に申請ができる人 ⑥補助対象者につき1回限り 【加算条件】 ①昭和56年5月31日以前に建築されたもの ②緊急輸送道路に面し、震災時に通行の妨げになる恐れのあるもの ③購入した空家 ④接道状況が悪く解体が困難なもの	対象工事の10% (上限20万円) 加算額10万円 (複数該当しても 加算額は10万 円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-22-2072	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p003795.html	
空き家財道具等片付けの補助	助成	空き家財道具等片付け支援事業補助金	① 特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金 ② ごみの処分に要する費用(自ら行うものも含む)。 ③ 空き家の片付けとともに敷地内の樹木の剪定伐採及び処分をする場合は、その費用 ④ 前号の処分に係る運搬に要する費用 ⑤ 第2号及び第3号の処分及び運搬について、一般廃棄物収集運搬業者に委託する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料 ※ただし、産業廃棄物は、補助金の交付対象とはしないものとする。	① 空き家バンクに物件登録する者又は空き家バンク登録物件の利用申し込みをした者(居住するために購入した個人)。 ② 市税を滞納していないこと。 ③ ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に規定する許可を受けている業者に委託すること。 ④ 当該補助対象空き家に対し、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。 ⑤ 渋川市空家解体事業補助金を利用していないこと。	片付けに要した費用又は委託費の3分の2(上限5万円)			随時	予算の範囲内	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p007384.html	
狭小地隣地統合の補助	助成	狭小地隣地統合事業補助金	補助対象者が行う隣地統合に要する経費のうち、次に掲げる費用とする。 ① 不動産買取に係る媒介手数料 ② 所有権移転に係る登記費用	① 申請時点において、狭小地と隣地が、それぞれ異なる個人又は法人が所有する土地であること。この場合において、複数人で所有している土地についても、同様とする。 ② 狭小地又は隣地のいずれかの土地が、空家又は空地であること。 ③ 狭小地又は隣地のいずれかの土地が、接道要件を満たす土地であること。 ④ 相続及び生前贈与による隣地統合でないこと。 ⑤ 隣地統合後、一敷地として利用又は適正な維持管理に取り組むこと。なお、誓約の期間は原則として補助事業完了後10年間とする。	上限5万円			随時	予算の範囲内	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p007400.html	
空き家利活用に対する補助	助成	空き家活用モデル事業補助金	空き家を改修し、以下のいずれかの事業に該当するもの。なお、営利、非営利の別は問わない ① 移住定住、交流又は関係人口の増加につながる事業 ② 地域の魅力発信、コミュニティの形成又は地域経済の活性化に資する事業	① 申請者が所有、又は賃借、使用賃借、若しくは取得した市内の空き家であり、補助対象物件の所有者が補助対象事業に同意していること。 ② 補助交付の対象となる工事等と同一の面所の工事等に対して、国、地方公共団体その他団体からの補助を受けていないこと ③ 政治活動又は宗教活動に利用しないこと ④ 建築基準法の規定及び建築基準法施工例第9条に掲げる建築基準関係規定に違反しないこと ⑤ 補助対象事業の工事を市内に事業所等を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者に施工させること。なお、補助対象者が自ら施工する場合は、この限りではない。 ⑥ 補助金の交付後3年以上継続して補助対象物件を使用する意思があること。	上限100万円			4/15-6/15	予算の範囲内	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p008217.html	
空き家等無料相談		渋川市空家等相談事業		①市内に空き家・空き地を所有している者 ②市内において所有している家屋等又は土地が空家等又は空地になるおそれがある者 ③市内において空家等又は空地の賃貸借又は売買を求める者				随時	毎月5枠	政策創造課	0279-22-2401	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi-sumai/sumai/akiya/p003366.html	毎月第2水曜日開催 別途、年1回、11月の最終日曜日に日曜空き家相談会実施